

25. 宇土市重度心身障害者医療費助成

担当課：福祉課 障がい者支援係



■目的及び概要

重度心身障がい者の福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成するもの。

■対象者

重度心身障がい者で、かつ、次に掲げる要件をすべて満たす者

- (1) 市内に住所を有する者又は市外に住所を有する者であって、障害者総合支援法第19条第3項並びに同法附則第4条及び第18条の規定により本市が支給決定を行うべき者
- (2) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者

■財政支援措置

受給資格者の認定を受けた者の負傷又は疾病にかかる医療について、医療保険各法により当該医療に関する給付が行われた場合において、その医療に要する一部負担金の額から次に掲げる額を控除した額

- (1) 入院外の場合においては、同一月の診療分又は施術分について1医療機関等につき1,000円
- (2) 入院の場合においては、同一月の診療分について1医療機関等につき2,000円

■申請時期

随时受付

■根拠法令等

宇土市重度心身障害者医療費助成に関する条例

26. 宇土市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

担当課：福祉課 障がい者支援係

■目的及び概要

身体障害者手帳による障がい者等の日常生活用具給付の対象とならない、小児慢性特定疾病医療受給者証を所持する児童等の日常生活を支援するため、日常生活用具を給付するもの。

■対象者

市内に住所を有し、身体障害者手帳による障がい者等の日常生活用具の給付対象とならない児童（18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の者も含む）であって、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者

ただし、他制度での給付対象者を除く。

■給付対象となる用具

特殊便器、特殊寝台、入浴補助用具、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器等の用具（詳しくはお問い合わせください）

■費用負担

世帯の収入状況による住民税及び所得税の課税状況に応じて費用の一部負担が必要

■申請時期

随时受付

■根拠法令等

宇土市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

27. 宇土市障害者等コミュニケーション支援事業

担当課：福祉課 障がい者支援係

■目的及び概要

障がい者等の社会生活上の利便及びコミュニケーションの円滑化を図ることを目的として、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図るために支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する通訳者等の派遣等を行うもの。

■対象者

市内に居住地を有する聴覚障がい者等で、手話通訳者等がいなければ、健聴者との円滑な意思の疎通を図ることが困難な者

■派遣要件

- (1) 手話通訳者等の派遣は、聴覚障がい者等が外出の際に意思の疎通が円滑に行えないことにより、社会生活上支障があると認められた場合に行い、派遣時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、福祉事務所長が必要であると認めるときは、この限りではない。
- (2) 手話通訳者等の派遣区域は、熊本県及び近隣県とし、宿泊を伴う場合は派遣しない。

■費用負担

無料

■申請時期

随时受付

■根拠法令等

宇土市障害者等コミュニケーション支援事業実施要綱

28. 宇土市障害者等移動支援事業

担当課：福祉課 障がい者支援係



■目的及び概要

地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的として、屋外での移動が困難な障がい者又は障がい児に対して、外出のための支援を行うもの。

■対象者

次のいずれかに該当する者であって、福祉事務所長が外出時に支援が必要と認めた者

- (1) 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者
- (2) 知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち18歳以上の者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者
- (4) 児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児

■支援内容

障がい者等に対し地域の特性及び当該障がい者等の利用の状況に応じ、次に掲げる支援を行う。

- (1) 個別支援型 個別の支援が必要な障がい者等に対する移動支援
- (2) グループ支援型 複数の障がい者等からなるグループに対する移動支援
- (3) 車両移送型 公共施設等への障害者等の利便を考慮し、経路を定めた運行及び各種行事への参加のための運行等車両による支援

※ サービス提供範囲は、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で要務を終えるものに限る。

■費用負担

事業の利用に要する経費の1割に相当する額

※ 有料道路及び有料駐車場等を使用したときは、事業の利用に係る負担金とは別に当該実費を負担しなければならない。

■申請時期

随時受付

■根拠法令等

宇土市障害者等移動支援事業実施要綱

29. 宇土市障害者等日常生活用具給付等事業

担当課：福祉課 障がい者支援係



■目的及び概要

日常生活の便宜を図り、重度障がい者等の福祉の増進に資することを目的として、障害者総合支援法に基づく障がい者又は障がい児に対し、日常生活用具を給付又は貸与するもの。

■対象者

市内に居住地を有し、在宅する重度障がい者又は福祉事務所長がこれに準ずるものとして認めた者。ただし、介護保険法により給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は対象外。さらに、障害の種別や等級、所得によっては対象外となる場合があります。

(詳細は下記要綱を参照)

■給付又は貸与の対象となる用具

介護・訓練用支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具・排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具（詳細は下記要綱を参照）

■費用負担

- (1) 用具の貸与：無料
- (2) 用具の給付：当該用具の給付に要する費用の一部

※費用負担額は、障害者総合支援法に基づく補装具費の支給の例による。

■申請時期

隨時受付

■根拠法令等

宇土市障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱

30. 宇土市人工内耳用音声信号処理装置給付事業

担当課：福祉課 障がい者支援係

■目的及び概要

人工内耳装用者の福祉の増進を図るため、人工内耳用音声信号処理装置を給付するもの。

■対象者

市内に住所を有し、聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受け、かつ、現に人工内耳を装用している者で、次に掲げる要件をすべて満たす者

- (1) 本市の住民基本台帳に引き続き1年以上登録されていること
- (2) 音声信号処理装置が装用後5年を経過していること
- (3) 本人又は世帯員に市税等の滞納がないこと

■費用負担

当該音声信号処理装置の給付に要する費用の一部

※費用負担額は、障害者総合支援法に基づく補装具費の支給の例による

■申請時期

随時受付

■根拠法令等

宇土市人工内耳用音声信号処理装置給付事業実施要綱

3.1. 宇土市声の広報発行事業

担当課：福祉課 障がい者支援係



■目的及び概要

障がい者の福祉向上と社会参加の促進を図ることを目的として、文字による情報入手が困難な障がい者に、広報等市民生活をする上で必要度の高い情報を音訳により定期的に提供する声の広報発行事業を実施するもの。

■対象者

市内に住所を有する文字による情報の入手が困難な視覚障がい者

■支援内容

情報の収録された電磁的記録媒体の送付

《事業で提供する情報の内容》

- (1) 広報うと等市の刊行物
- (2) 視覚障がい者等障がい者関係事業等の刊行物
- (3) その他市長が特に必要と認める情報

■費用負担

無料

■申請時期

随时受付

■根拠法令等

宇土市声の広報発行事業実施要綱

3.2. 宇土市知的障害者職親委託制度事業

担当課：福祉課 障がい者支援係

■目的及び概要

知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を一定期間、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（以下「職親」という。）に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うもの。

■対象者

市内に居住地を有する知的障がい者で、知的障がい者更生相談所の判定の結果、職親に委託することがその福祉を図るため適当とされた者

■費用負担

無料

■申請時期

随时受付

■根拠法令等

宇土市知的障害者職親委託制度事業実施要綱

33. 宇土市日中一時支援事業

担当課：福祉課 障がい者支援係



■目的及び概要

障がい者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的として、障害者総合支援法に基づく障がい者又は障がい児の日中における活動の場を確保するもの。

■対象者

市内に居住地を有する障がい者等のうち、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と宇土市福祉事務所長が認めた者

■支援内容

- (1) 障害者等日帰りショートステイ事業
- (2) 障害児タイムケアサービス事業

■費用負担

- (1) 障害者等日帰りショートステイ事業
事業の利用に要する経費の1割に相当する額
- (2) 障害児タイムケアサービス事業
1日当たり 500 円

■申請時期

随时受付

■根拠法令等

宇土市日中一時支援事業実施要綱

34. 宇土市福祉タクシー料金助成事業

担当課：福祉課 障がい者支援係



■目的及び概要

障がい者等の福祉の増進に寄与することを目的として、重度心身障がい者及び重度心身障がい児がタクシーに乗車した場合に乗車料金の一部を助成するもの。

■対象者

市内に住所を有する者で、次に掲げる要件のいずれかを満たす者

- (1) 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の1級に該当している者
- (2) 知的障害者福祉法に基づく療育手帳A1に該当している者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神保健福祉手帳1級に該当している者

■財政支援措置等

タクシーへの乗車1回につき、九州運輸局長が設定する自動認可運賃の初乗運賃（普通車）の上限額とする。

《利用可能なタクシー》

市内に事業所を有し、市長が別に指定するタクシー業者

■申請時期

随时受付

■根拠法令等

宇土市福祉タクシー料金助成事業実施要綱

35. 宇土市補装具費の支給

担当課：福祉課 障がい者支援係



■目的及び概要

身体障がい者又は身体障がい児に障害者総合支援法に基づく補装具費を支給するもの。

■対象者

- (1) 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- (2) 児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児のうち、身体に障がいのある児童
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に規定する特殊の疾病に該当する難病患者

■費用負担

補装具の購入又は修理に要した費用の原則1割

■申請時期

隨時受付

■根拠法令等

宇土市補装具費の支給に関する規則

36. 宇土市在宅障害者紙おむつ費等助成事業

担当課：福祉課 障がい者支援係



■目的及び概要

日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度の障がい者（児）の介護者の精神的負担及び経済的負担を軽減し、在宅福祉の向上に資することを目的として、紙おむつ費等の費用を助成するもの。

■対象者

在宅障がい者等のうち、市内に居住地を有し、紙おむつ着用を常時必要とする3歳以上の者で、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、生活保護法による被保護世帯や他制度での給付対象者を除く。

- (1) 身体障害者手帳1級を所持する者
- (2) 療育手帳A1を所持する者
- (3) 精神保健福祉手帳1級を保持する者
- (4) 特定疾患医療受給者証を保持する者

※ 上記の者であっても所得制限により対象とならない場合があります。

■財政支援措置

助成額：月額3,000円とし、申請の属する月から当該年度末までの月数を乗じて得た額

■申請時期

随時受付

■根拠法令等

宇土市在宅障害者紙おむつ費等助成事業実施要綱

37. 宇土市難聴児補聴器購入費助成事業

担当課：福祉課 障がい者支援係



■目的及び概要

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度及び中程度の聴覚障がいのある児童に対して、音声言語能力の向上及び等しく学び、成長できる環境を確保し、コミュニケーション能力等の成長に寄与するため、補聴器の購入費用を助成するもの。

■対象者等

難聴児のうち次に掲げる要件をすべて満たす18歳未満の者

- (1) 本市内に住所を有していること
- (2) 両耳又は片耳の聴力レベルが30デシベル以上であること
- (3) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断していること

■助成対象経費

基準価格の2/3（補聴器の種類ごとに基準価格を定めています）

■申請時期

随時受付

■留意事項

身体障害者手帳の交付対象となる場合は、補装具費の支給対象となります。

■根拠法令等

宇土市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱

38. 宇土市在宅心身障がい者介護手当

担当課：福祉課 障がい者支援係



■目的及び概要

在宅介護者の精神的及び経済的負担を軽減し、在宅福祉の向上に資することを目的として、日常生活において、常時介護を必要とする者を在宅介護している者に対して介護手当を支給するもの。

■対象者

要介護者を、毎年9月1日までに引き続き1年間在家で介護した者。ただし、基準日前1年間に入院、短期入所、寄宿舎等在宅介護以外の期間が、通算して120日以内であること。

※ 要介護者とは、身体障害者手帳を所持し、在宅介護手当医師判定書にて認められた者又は療育手帳A1所持者をいう。

■手当額

要介護者1人につき年額12万円

■申請時期

10月中（広報うとに掲載）

■留意事項

前年度に介護手当を支給された方で、対象となる見込みの方には福祉課から申請書を送付します。

■根拠法令等

宇土市在宅心身障がい者介護手当支給規則